平成23年11月21日 第 3 3 3 1

目 次

示 (第1859号 - 第1870号の2)

- ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) ………1 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ………1
- ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ………1

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ………2

- ○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推准課) ………2
- ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……2
- ○救急病院の認定 (医療指導課) ……2
- ○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……3
- ○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……3
- ○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……3
- ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……4
- ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ……4 (都市計画課) ……4

○都市計画の変更の案の縦覧

示

福岡県告示第1859号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105 条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第

2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第 105条の2第4項の規定により公示する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住	所	氏		名		区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区	分
宗像市地	島	山深	崎田	武保	広人	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区 (地島加入区)	小型底びる 小型一般 小型定置	魚業及び

福岡県告示第1860号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小 川

開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字奈良1797番259、1797番330及び1790番350から1797番376まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡大任町大字大行事4055番地

永原 譲太郎

福岡県告示第1861号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法|という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月21日

每週月水金曜

|市博多区東公園7番7 市西区周船寺3丁目28番1 阻阻 畑 畑 已期発行日

福岡県 正 光

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 アイレックスガーデン花見東
- (2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1862号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 サニー古賀店
- (2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1-1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1863号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日 平成23年10月26日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人ろうあ工房つつじ

- (2) 代表者の氏名 山本 由紀子
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県久留米市高良内町666番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、主にコミュニケーションに障害を持つ聴覚言語障害者に対して、障 害者自立支援法に基づく事業や就労支援などに関する事業を行うとともに、地域住 民に対しても障害者への理解を深めるために、手話の普及などの啓発事業を行うこ とで、障害者福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1864号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 飯塚市口原字七枝1000番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市溝堀二丁目5番10号

有限会社 ワイ・ビー・エム

代表取締役 大塚 豊

福岡県告示第1865号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病 院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

医療機関の名称	所 在 地	有 効 期 間		
医療法人社団広仁会広瀬病院	福岡市中央区渡辺通1-12-11			
戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見2-5-1	平成23年11月1日から		
独立行政法人国立病院機構小 倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10- 1	平成26年10月31日まで		

福岡県告示第1866号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
 平成23年10月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人この指とまれ大地の会

- (2) 代表者の氏名 山本 香代子
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目4番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども、老人、障害者等、並びに災害被災者、貧困国に対して、教育、コミュニケーション、復興支援に関する事業を行い、社会福祉活動並びに災害 被災地復興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1867号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成23年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人子どもと保育研究所ぷろほ

- (2) 代表者の氏名 山田 眞理子
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区警固1丁目13番15-404号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、保育士をはじめとする多くの保育関係者が、その時勢に応じた専門 的な保育のスキルを継続的に学ぶ機会を提供し、子どもの発達に関する公益の増進 に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1868号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成23年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人北九州タウンツーリズム

(2) 代表者の氏名

大内田 佳介

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県北九州市小倉北区魚町三丁目3番20号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域資源を活用したまち歩きや学びの場を提供する事業などを通して、市民のシビックプライド(まちに対する誇り)の醸成やまちの交流人口の増加を図り、持続可能な活き活きとした地域社会を実現することを目的とする。

福岡県告示第1869号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
 平成23年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 NPO法人ハッピースマイルプロジェクト
- (2) 代表者の氏名

後藤 孝洋

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目14番22号

(4) 定款に記載された目的 この法人は、発展途上国の人々や、障がい者などの社会的弱者に対して、自立・ 。環境改善・医療確保・人権擁護のための支援事業を行い、よりよい社会の実現と 社会支援活動の活性化に寄与し、国内外を問わず全ての人々が笑顔で生活できる社 会作りを目的とする。

福岡県告示第1870号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオンスーパーセンター古賀店
- (2) 所在地 福岡県古賀市舞の里三丁目14番12号ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1870号の2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年11月21日から12月5日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都 市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年11月21日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

柳川都市計画道路

- 3・4・6号柳河停車場線の廃止
- 3・4・8号鬼童町枝光線(旧名称3・4・8号南徳益枝光線)の変更
- 3・4・9号中島栄線(旧名称3・4・9号西鉄中島駅前通り線)の変更

2

3・5・11号散田枝光線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

柳川市三橋町柳河字差入、橋本、井ノ上、鬼童町、稲荷町字東北町、沖端町字田代町、片原町、吉富町字八幡、村中、弥四郎町字屋敷田、上宮永町字野田、北馬場 大和町字西ノ浦、島本、東清出、三橋町柳河字新開、又四郎、中島、船津口、塩塚 開、平木、保加町

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

柳川市建設部まちづくり課